

# 韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態 ——自治体の多文化家族支援センターの事業執行の事例からみる問題点——

宋 嶼 營

はじめに

- I. 多文化家族支援法の概要とその問題点
  - II. 多文化家族支援センターの運営実態
  - III. 多文化家族支援センターの事業内容
  - IV. 多文化家族支援センターの事例からみる事業執行上の問題点
- おわりに

## はじめに

韓国政府における国際結婚女性移住者<sup>1)</sup>に対する政策を見ると、2000年代から法務部（部は省庁に相当）、女性部、保健福祉部を中心に支援が部分的に施行されるようになった。2006年には行政自治部が居住外国人の地域社会統合に向けた指針の策定をはじめ、2006年4月「結婚移民者家族の社会統合支援対策」を発表した。同年5月には「多文化家庭子女<sup>2)</sup>教育支援対策」（教育人的資源部）と「外国人政策基本方向及び推進体制」（外国人政策委員会）が発表された。ここでの、多文化という用語は、国際結婚移住者、混血人<sup>3)</sup>、コシアン（KoreanとAsianの合成語）等と呼ばれてきた人々の存在の比率が増加しつつある状況の下で、既存の韓国社会の単一民族意識の枠を超えて存在する人たちに対する否定的な認識を改善させようとする国家の狙いから使われ始めたものである。2007年4月には「在韓外国人処遇基本法」が通過し7月から施行された。保健福祉家族部は2008年10月30日に結婚移民者と子女など多文化家族の社会統合を支援するための「多文化家族生涯周期別対応型支援強化」対策を発表した<sup>4)</sup>。2008年度には、女性移住者とその家族の社会適応のための政策を主要内容とする多文化家族支援法が施行された<sup>5)</sup>。このように、韓国政府は2006年度から女性移住者に対する政策、さらに女性移住者が含まれている家族も対象とする多文化家族支援政策を主導的・積極的に実施している。

こうした政府の動きにともない2005年度から女性移

住者に対する先行研究は、政府傘下機関を始めとする市・道自治体により女性移住者家族に対する実態調査および政策的支援方案に対する研究が相次いで発表された。一方、これらの研究のほとんどは女性移住者に対する実態把握と政策の改善方案に対するニーズ調査などの研究である<sup>6)</sup>。しかし、実際に政策を執行している多文化家族支援センターについては現況と教育内容が軽く言及されている政府傘下機関の実態報告書だけである。韓国地方行政研究院（2008）の『地方自治体の結婚移民者支援政策の改善方案』の資料にはアンサン市、ゼチョン市、ザンフン市の多文化家族支援センターの現況と単に事業内容の紹介にとどまっている。また農林部（2008）の「農村女性結婚移民者家族支援事業の発展方案研究」があるが、農村地域に在住している女性移住者のための訪問教育サービスの目的とその内容に関する研究である。このように多文化家族政策の執行機構である多文化家族支援センターの事業執行上の問題について調査を行った研究は見当たらない。

そこで、本稿では、韓国の政府主導で進んでいる多文化家族支援政策を考察するために、まず、多文化家族支援法の条文の内容について考察してみる。また、政策の執行機構である多文化家族支援センターに注目し、運営現況、推進体制、運営規定の実態を明らかにする。次に、多文化家族支援センターの運営規定の内容が、自治体における多文化家族支援センターの事業実施の実態と適合しているかを事例から考察してみる。また、多文化家族支援センターの事例は、運営団体の種類別と地域性を

考慮して支援のあり方の視点から掘り下げて検討してみる。

## I. 多文化家族支援法の概要とその問題点

多文化家族支援法（2008年3月）は「外国人基本法（2007）」による総合外国人政策の枠の中で「国籍法（1948）」「出入国管理法（1963）」「在外同胞法（1999）」などに定められている国籍及び滞留資格体制下に国際結婚で形成された多文化家族を支援する政策である<sup>7)</sup>。多文化家族支援法施行令（2008年9月、大統領令第21022号）により施行されている。ここで、多文化家族というのは、合法的に滞留している結婚移民者と外国人労働者が大韓民国国民と婚姻、血縁関係、養子縁組などで結合して成し遂げた家族と帰化者家族を含む。出身国が他の外国人の間の結婚による家族と永住権者家族は除く。結婚移住者は大韓民国国民と婚姻した後、韓国に居住する目的で滞留している外国人、またはこれに該当して婚姻関係が解消された異国人とする。簡易帰化者は帰化者家族に含まれる。臨時的な滞留外国人と外国に居住する多文化家族は除く。この法律上、外国人労働者は大韓民国で就職する目的で滞留して、大韓民国の国民と婚姻した外国人で限定している。そこには、多文化家族の固有の問題ではない移住労働者の雇用問題や外国人に対する差別是正問題は含まれていない。

多文化家族支援法案を制定しなければならなかった理由としては、結婚移民者およびその子女などで構成される多文化家族において言語および文化的な差による社会不適応、家族構成員間の葛藤、子供の教育問題、人権侵害などのケースが増えたことが挙げられる<sup>8)</sup>。それゆえ、多文化家族の構成員が社会の構成員として順調に統合され、安定した家族生活を営むことが目的である。そのため家族相談・夫婦教育・両親教育および家族生活教育などを推進し、文化の差などを考慮した言語通訳、法律相談および行政支援などの専門的なサービスを提供するなど多文化家族に対する支援政策の制度的づくりに取り組んだのである。

では、多文化家族支援法（37号）がどのような内容で取り組まれているのかを見てみよう。法律の実行主体は国家と自治体であり、条文は全部16条で構成されている。特に内容のうち以下各条文を要約して紹介しておく。法の強制性の程度をみるために各条文の文末語句に

注目する。第1条（目的）、第2条（定義）を除いた各条文はほとんどが「支援することができる」と「努力しなければならない」という文末語句になっている特徴が見られた。

第3条 国家と自治体は多文化家族構成員が安定的な家族生活を営めるように必要な制度と状況を作り、このために施策を樹立・施行しなければならない。

第4条 保健福祉部長官は多文化家族の現況及び実態を把握し、多文化家族政策の樹立に活用するため3年ごとに実態調査結果を公表しなければならない。

第5条 多文化家族に対する理解増進のため必要な措置をしなければならない。

第6条 生活情報提供及び社会適応教育、職業教育支援に必要な支援をすることができる。

第7条 ①国家と自治体は多文化家族が平等な家族関係の維持のため家族相談、夫婦教育、父母教育、家族生活教育などを推進しなければならない。②文化の差を考慮した専門的なサービスが提供できるように努力しなければならない。

第8条 家庭暴力被害者の保護および家庭暴力防止のために努力しなければならない。

第9条 出産前・出産後健康管理支援に必要なサービスの支援をすることができる。

第10条 多文化家庭児童の小学校進学前保育および教育支援のために努力する。韓国語教育のための学習支援など言語能力向上のため必要な支援をすることができる。

第11条 5条から10条までの規定による支援政策の推進において多国語によるサービスを提供するように努力しなければならない。

第12条 保健福祉家族部長官は多文化家族支援政策の施行のために、多文化家族支援センターを指定することができる。

第13条 多文化家族支援業務に関わる公務員の教育を実施することができる。

第14条 第5条から第12条までの規定は大韓民国国民と事実婚<sup>9)</sup>関係により出生した子供を養育している多文化家族構成員に対して準用する。

第15条 保健福祉家族部長官は権限の一部を特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事または市長、郡守、区庁長（自治区の区庁長をいう）に委任することができる。自治体はこの法により業務の一部を大統領令に定めることにより非営利法人や団体に委託することができる。

第16条 民間団体などの費用の支援および行政的な支援ができる。自治体は結婚移民者などが相互扶助するための団体の構成・運営などを支援することができる<sup>10)</sup>。

このように多文化家族支援法においては、第1条（目的）、第2条（定義）、第14条（この法の対象者に関する定義）の条項を除いた13条項が「支援することができる」と「努力しなければならない」と規定している。多文化家族支援法は強制規定より勧告規定がほとんどである。したがって、自治体における多文化家族支援政策の取り組みは地域の財政などの実情によって支援の偏りが現れると思われる。勧告レベルである「支援することができる」と規定されている内容は、結婚移住者などに対する生活情報提供および教育支援、結婚移住者などが家庭暴力で婚姻関係を終了する場合は言語通訳法律相談および行政支援などの必要なサービス、出産前・後の健康管理支援、児童保育教育、多文化家族支援センターの指定、多文化家族支援業務関連公務員の教育などの支援などである。後ほどまた述べるが実際にこうした内容はほとんどが現在の多文化家族支援センターが最も力を入れて実施している事業である。勧告レベルがより低い「努力しなければならない」と規定されている内容は、文化の差などを考慮した専門的なサービス提供、家庭暴力の防止、家庭暴力被害者に対する保護及び保護施設支援、多国語によるサービス提供などである。家庭暴力に対する消極的な条文の問題について見ておくと、多文化家族支援センターは政府から多文化事業に対する実績を評価される立場として暗黙的に勧告性が強い事業から執行しなければならない実情である。Ⅳ章でまた詳しく述べるが、こうした条文の勧告性レベルの低さが原因として多文化家族支援センターは家庭暴力被害者に関する業務はその重要性が認識されているにもかかわらず積極的に取り組めない現場の問題と相関があるといえる。

一方、多文化家族支援法の第14条が、法の適用対象

に法律婚の多文化家族のみならず事実婚姻関係である夫婦の間で生まれて子供を養育している家族も支援対象にしている点は適切であると考えられる。しかし、事実婚姻関係で出生した子女以外の子供を養育する場合には支援対象にならないこと、また子供がいない場合には支援対象にならないことには問題がある。多文化家族に対する支援は基本的に家族構成員の個人に対して支援すべきであり、出産子供扶養を要件とすることは妥当でないと思われる。

では、この法に基づいて多文化家族支援政策を執行している多文化家族支援センターの運営実態についてⅡ章で考察してみる。

## Ⅱ. 多文化家族支援センターの運営実態

### 1. 多文化家族支援センターの運営現況

韓国では多文化社会への政府の動きにともない国際結婚女性移住者が集住している農村地域の自治体も含めて国際結婚女性移住者への取り組みを2006年度から全国的に実施され始めた。女性家族部が中央健康家庭支援センターへ委託し、2006年度10月より全国で21ヶ所の結婚移民者センターを運営しはじめた。2007年度は38ヶ所、2008年度は80ヶ所に増設された。結婚移民者センターは、2008年9月から多文化家族支援センター（以下「地域センター」とする）に名称を変更した。さらに、2009年度は20ヶ所が増設され100ヶ所で運営されている。政府は2010年まで農村地域を中心に140ヶ所まで拡大運営する見込みである。新規地域の選定<sup>11)</sup>は、健康家庭支援センター<sup>12)</sup>と重複設置を排除し、市・郡別結婚移民者数、各センター間の距離、市・道推薦優先順位などを考慮して保健福祉家族部が選定する。

ここで、現在の地域センターを運営する団体を、種類別に公共機関、地域大学、宗教団体、民間団体<sup>13)</sup>四つに区分した結果を表1に示す。非営利民間団体が36ヶ所で最も多く、公共機関が28ヶ所、宗教団体が20ヶ所、地域内の大学が16ヶ所の順である。50%以上は女性移住者と関連して活動してきた民間団体や宗教機関が自治体により民間委託され運営しているのである。女性移住者が多数居住している地域内の大学では、多文化家族支援事業への参加が増加傾向である。その一例として、2006年度最初に取り組みが始まった全羅南道の谷城郡では、結婚女性移住者の人的資源開発のために専門学士

表1 2009年度多文化家族支援センター運営現況 (2009年1月現在)

	計	公共機関	大学	宗教団体	民間団体	備考 (新設センターの数および地域名)
ソウル	4		2	2		
釜山	4	4				(1) 機張
大丘	4	1	1		2	(1) 達城
仁川	3	1		1	1	
光州	2			1	1	
大田	2		1	1		
蔚山	2	1	1			(1) 蔚州
京畿	10	2	3	2	3	(1) 平澤
江原	8	5		2	1	(2) 平昌、麟蹄
忠北	7	1			6	(2) 槐山、鎮川
忠南	7	4		2	1	(2) 洪城、瑞山
全北	9	2	2		5	(2) 高敞、淳昌
全南	13	3	2		8	(3) 咸平、和順、谷成
慶北	13	3	2	6	2	(3) 蔚珍、義成、永川
慶南	11	1	2	3	5	(2) 咸安、南海
済州	1				1	
合計	100	28	16	20	36	(20)

出所：保健福祉家族部の「2008年度結婚移民者家族支援センター運営現況」と「2009年度多文化家族支援センター運営現況」の資料に基づいて作成。

課程委託教育として結婚女性移住者3名が全南科学大学と郡の奨学金の支援を受け全南科学大学に通っている。

一方、多文化家族支援センターの運営には政府が50～70%、自治体が30～50%の予算を支援している。ところが、自治体における結婚移民者支援を担当する部署と民間委託している地域センターとの葛藤発生も問題となっている。自治体によって、地域センターの運営に対して不満を持っている場合があり、予算を打ち切ったケースさえある<sup>14)</sup>。また、自治体当局が、多文化家族支援センターが予算を非効率的に使っており、事業を結婚移民者の根本的なニーズ、生活の困難などを解決するための事業よりは来年の予算をもっと貰うための実績中心の事業を遂行していると見ている場合もある。

## 2. 多文化家族支援センターの事業推進体制

ここでは、多文化家族支援事業の推進体制についてみてみよう。多文化家族支援事業は国が制定した多文化家族支援法に基づいて保健福祉家族部が総括している。地域センター指定及び運営関連の事業の案内、市・道別の国費配分、センターの管理を行う。市・道では拠点センターの推薦及び運営を支援、地域センターの運営における市・道間での支援金配分及び運営の支援を行う。また

市・郡・区は、地域センターの運営、センター運営における支援金配分及び運営の支援を行っている。このように、多文化家族支援センターの設置の指定主体は保健福祉家族部であるが、保健福祉家族部の長官が市・道の知事に委任することもできる。市・道知事が指定公告及び審査する場合は、選ばれた法人団体に対して市・道知事が地域センター指定書を交付する。市・郡・区庁長が指定公告及び審査する場合は、選ばれた法人団体に対して市・道知事に指定を要請し、市・道知事は法人団体の指定要件の充足の有無などを確認した後に指定書を交付する。もしくは市・道知事が市・郡・区庁長に再委任することも場合によっては可能であるが、その場合は市・郡・区庁長が指定書を交付する。

次に、センター支援の業務の総括は従前まで女性家族部が運営した中央健康家庭支援センターが担当していたが、2009年度から保健福祉家族部に改めて新設された全国多文化家族支援センター事業支援団が担当するように変更された。業務としては、拠点センター及び地域センターに対する業務支援および事業関係企画、業務マニュアル開発普及、センター事業評価、事業従事者または多文化家族支援活動家などへの教育、地域センターの実績管理、事業広報、情報提供事業、関連ホームページ

表2 拠点センターの運営現況（2008年度）

区分	管理地域	センター数	支援額	備考
1 拠点センター	ソウル、仁川、京畿、済州	18	28,980 千ウォン	国費 100%
2 拠点センター	大田、忠北、忠南、江原	24	32,040 千ウォン	
3 拠点センター	大丘、慶北	17	28,470 千ウォン	
4 拠点センター	釜山、蔚山、慶南	17	28,470 千ウォン	
5 拠点センター	光州、全北、全南	24	32,040 千ウォン	
合計		100	150,000 千ウォン	

運営管理、その他に保健福祉家族部が要求する事項に対して業務を行う。

続いて、2008年度から新設された拠点センターがある。業務は多文化家族訪問教育事業（韓国語教育および児童養育支援）の指導者養成教育支援、新規センター事業および運営の支援、その他に保健福祉家族部またはセンター支援団が訪問教育及び新規センター事業支援と関連して要求する事項に対する業務である<sup>15)</sup>。2009年度地域別の拠点センターの運営現況を示したものが表2である。

また、実際に多文化家族支援を施行する執行機構である地域センターがある。地域センターのすべての業務は保健福祉部から定められた「多文化センターの事業規定および事業案内」によって事業を行わなければならない。業務は多文化家族にサービスを提供し、訪問教育指

導者の募集・派遣・管理を行い、訪問教育対象者を市・郡・区に推薦を行っている<sup>16)</sup>。地域センターの最も基本的な業務はサービス対象者を発掘して管理することである。対象者を選定するためには多文化家族の現況を把握する必要があり、現在自治体では多文化家族が転入届をする際に該当事項を地域センターに通知しており地域センターはこの情報を基に支援業務を開始している。

ここで、多文化家族支援センターの推進体制を各主体別に主な業務内容とともに図1に表す。

### 3. 多文化家族支援センターの運営規定

地域センターの施設の基準としては、公共または法人・団体所有の施設を活用するが、利用者の通所を考慮して選定し、事務室は、円滑な業務遂行のために最小限（33㎡）の専用空間を確保するように規定されている<sup>17)</sup>。

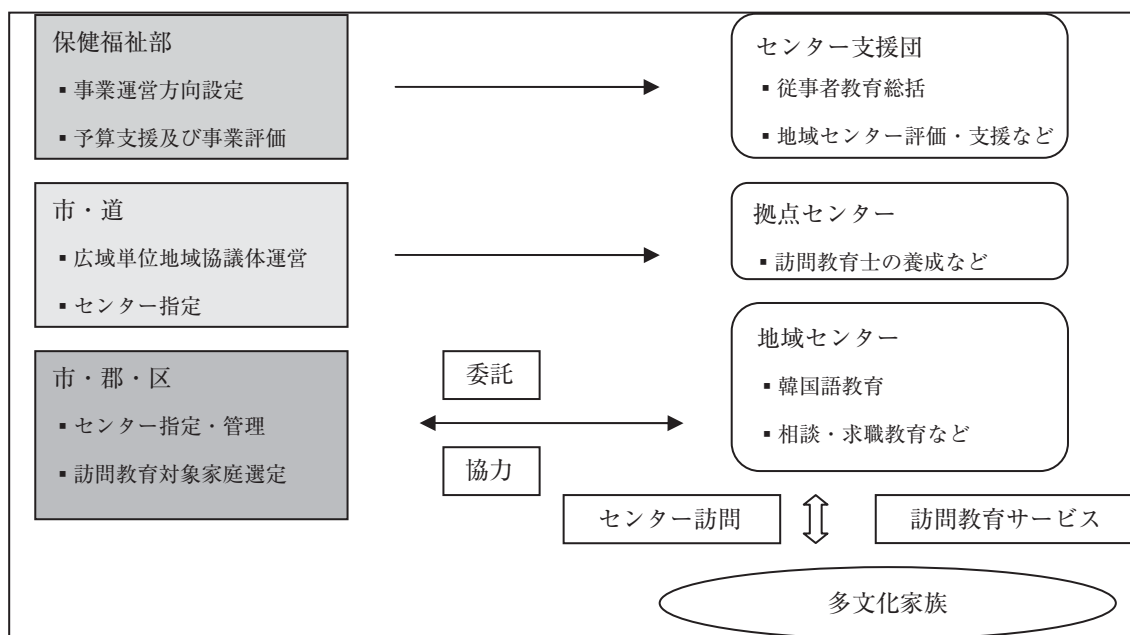


図1. 多文化家族支援センターの推進体系

出所：保健福祉家族部の「2009年多文化家族支援センター事業の案内」（2008年12月）の資料を基に作成。

相談室は濃密な相談ができるように別途の空間確保が必要（共用可能）であり、教育場（日本で言う研修室に当たる）は韓国語教育、家族教育など多様な教育プログラムを運営することができるような空間確保が必要（共用可能）であると明記されている。また、育児に関する相談教育や情報を提供するため、「育児情報ルーム」を設置する空間の確保（共用可能）も規定されている。女性移住者が地域センターを利用する時に子供を一時保護するための場でもある。

次に、地域センターの従事者に関する規定を見てみると、センター長にはセンター運営及び事業を総括し、従事者間の業務を分担させる権限がある。専門担当は2名（拠点センターは3名）で、センター運営担当従事者が1名、訪問教育担当従事者が1名である。従事者の資格に関する規定をみると、センター長は、関連学科（家庭学、社会福祉学、女性学、相談学などセンター運営と関連がある学科）の修士学位以上を所持し実務経歴が2年以上ある者、関連学科の学士学位以上所持し実務経歴が3年以上ある者、実務経歴が（社会福祉、家族支援、家族相談などの従事経歴）5年以上ある者、ならびに自治体所属5級以上の公務員である。また、専門担当の資格は健康家庭士、社会福祉士、家族相談士の資格要件をそろえた者、または類似した資格要件（家族相談士を除いた相談士、保育教師、教員資格、家庭福祉士など）をそろえた者として実務経歴1年以上ある者である<sup>18)</sup>。

続いて、従事者の賃金基準をみると、センター長を除いた従事者は常勤を原則とし、人件費は表4の支給基準を適用するが、センター運営機関の自負担で人件費追加支援は可能である<sup>19)</sup>と明記されている。

以上、地域センターの運営規定の検討結果、地域センターの制度に関する改善課題として次の2点が挙げられる。第一、地域センターの現実的条件は政府が構想する多文化家族支援政策の執行機構の中心的な役割をするにはまだ劣悪だという点を指摘することができる。地域セ

ンターに選ばれるためには政府が要求する必須事業の性格を持つ基本事業だけではなく、地域に適合する事業も施行しなければならない。しかし、実質的な常勤者の2人のみではその多くの事業を円滑に遂行することは困難である。サービス支援対象になる多文化家族の数と地域的条件を考慮した上、センターにより常勤者の数を柔軟に増やす必要があると思われる。第二、常勤者の処遇に関することである。現在常勤者は表4のように給料も高くないし1年単位の契約職で仕事をしている。地域センターが一年ごとに指定継続可否を決められるから正規職の処遇を直ちに保障することは難しいけれども、少なくとも雇用契約を更新して増える勤続期間に対する適切な補償制度が工夫されなければならない。

### Ⅲ. 多文化家族支援センターの事業内容

地域センターの事業は、多文化家族の社会適応教育、相談、職業教育等を通して韓国社会に早期適応し、安定した家族生活が営めるように支援することを目的としている。ここで、2007年度多文化家族支援センターの総事業現況（総年人員 277,926名）を表5に表す。早期適応のための韓国語教育事業が51.04%で圧倒的に多く実施しており、子女支援事業が9.3%、文化情緒支援事業が8.8%、相談が7.8%などである。一方、6.2%を占めている多文化認識改善事業は、地域住民と女性達が集まって行う韓国語大会、韓国伝統の遊び、隠し芸の披露などが主な内容としている。このようなイベント的交流から、定住者としての生きていく女性移住者との相互理解へと進めるかは考察する必要があると思われる。

一方、このような内容に関して、女性移住者に韓国語と文化を一方向的に注入させることは「同化主義」政策であるという批判が後を絶たないけれど、言語は彼女達にとって最も切実な問題である。韓国語ができない女性達はコミュニケーションが困難なことによる家族と葛藤や

表4 センター従事者の賃金基準

基準	人件費（上限額基準*）	
	2008年度	2009年度
実務経歴2年未満	150万ウォン/月	160万ウォン/月
実務経歴2年以上～5年未満	165万ウォン/月	175万ウォン/月
実務経歴5年以上	180万ウォン/月	190万ウォン/月

\*注：人件費上限額には諸手当及び4代の保険料が含まれた金額である。

表5 2007年度多文化家族支援センター事業現況

事業内容	利用数	%	事業内容	利用数	%
韓国語教育	143,029	51.04	力量強化事業	20,151	7.3
子女支援	25,716	9.3	家族統合教育	18,099	6.5
文化情緒支援事業	24,404	8.8	多文化認識改善事業	17,109	6.2
相談	21,804	7.8	訪ねるサービス	7,614	2.7

出所：保健福祉部「多文化家族生涯周期別対応型支援強化対策」(2008) 報道資料から作成。p.12

言葉が通じないから就職ができないなど様々な問題が生じている。文化や生活習慣などの違いによる生活上の困難も大きい。さらに行政の仕組みや地域に関わる情報や知識が不足しているために行政サービスを受けられない場合も多い。したがって、このような教育内容は彼女達が定住するための切実に必要な取組であると思われる。これは、金イソンの先行研究によれば、多文化家庭のための支援事業の利用実態をみると、表6のように朝鮮族女性移住者以外のその他の国籍の女性移住者は韓国語及び韓国文化適応教育の取組の利用経験が36.6%で最も多い。このように、韓国語でコミュニケーション疎通ができない女性達には何よりも切実に韓国語の教育において要求の希望が高まっているのは当然であると思われる。

地域センターの事業内容に関しては先行研究ではジェンダー論的な観点、あるいは文化同化的な観点からは批判されている。しかし、ここではこのような批判の観点よりは、教育を受ける対象別に現在にどのような事業内容を行われているのかを把握してみる。事業内容からマイノリティーに対する適応教育、マイノリティー経済的自立促進、マイノリティー共同体のための支援、マジョリティーのマイノリティー理解増進教育に区分する。

(1) マイノリティーに対する適応教育

韓国の多文化教育事業で最も核心的な取組としては韓国語教育と文化理解教育である。地域センターで韓国語

教育、韓国料理教室、韓国文化教室などが行われおり、地域センターへの利用ができない場合は、訪問教育者が家庭を訪問する訪問教育事業を通じた韓国語教育、家族相談などが行われている。また、多文化家庭子女への韓国文化理解教育や学校生活適応も目的としている。これは、女性移住者が多文化教育を通して韓国語でコミュニケーションができるように、韓国生活文化を理解し生活する際の不便さを減らすことを一番の課題として設定している。女性移住者の言語問題は単純に本人のみの問題だけではなく、子供養育と教育問題で繋がるので、必須不可欠である。

(2) マイノリティー経済的自立促進

女性移住者の独立的な経済活動を重視して経済活動参加を活性化するための職業教育支援を行っている。このような事業の究極的な目的はマイノリティーの主体性の高揚のためである。就業訓練および求職斡旋などを通して就業を支援し、パソコンなどの情報化教育なども行っている。とりわけ、2008年3月以降、保健福祉部は多文化家庭の子女たちは父母の国に対して文化に接しやすく、比較的言語も習得しやすいという点から社会的な人的資源として認識するようになり、二重言語学習などを児童・青少年支援プログラムとして取り組んでいる。実際に、2006年度行政自治部の資料から女性移住者への優秀支援事業として選ばれた事例を見ておくと、慶尚

表6 多文化家庭のための支援サービス利用実態

(単位：%)

	全体		中国朝鮮族		その他外国人	
	有り	無し	有り	無し	有り	無し
職業訓練、就業相談、就業斡旋 (629名)	12.9	87.1	7.2	92.8	18.8	81.2
相談(悩み、葛藤、精神健康) (638名)	9.7	90.3	8.1	91.9	11.5	88.5
薬物(アルコール)相談 (610名)	4.4	95.6	1.6	98.4	7.4	92.6
虐待もしくは家庭暴力相談 (613名)	7.5	92.5	6.6	93.4	8.4	91.6
夫婦関係及び家族関係教育 (644名)	8.6	91.4	2.4	97.6	15.0	85.0
児童のため父母相談及び教育 (633名)	8.5	91.4	3.0	97.0	14.3	85.7
韓国語及び文化適応教育 (689名)	22.4	77.6	7.6	92.4	36.6	63.4

出所：金イソン「多文化家族支援現況分析」『民族研究』(2007) p.70

南道では言語教育支援のために、女性移住者ネイティブスピーカー講師養成プログラムを実施している。推進実績は64名の講師（英語・中国語）を養成し（2006.6.19～9.8）、2007年1月からは道教育庁と講師派遣の協約を締結した。全羅南道の羅州市では、外国人女性営農定着支援事業として、営農現場体験教育をさせており、その事業費は88百万ウォン（道費70百万ウォン、市費18百万ウォン）である<sup>20)</sup>。

### (3) マイノリティー共同体のための支援

移住したばかりの女性移住者には言語の問題だけではなく、移住後社会的ネットワークもゼロから形成しなければならない。このような支援として結婚移住者自助集団育成支援、結婚移住者家族単位ネットワーク構築を実施している。また、韓国での生活にもう慣れた女性移住者に韓国語の指導者養成教育を通して、同国の女性移住者に韓国語を教育だけではなく文化の通訳者のような媒介者として活躍させている。このような支援を通して女性移住者は地域社会へのより早く適応することができると思われる。

### (4) マジョリティーのマイノリティー理解増進教育

概ねマイノリティーのみを教育対象としてきた多文化教育は、多文化社会受け入れの「社会雰囲気」を作るために、マジョリティーに対するマイノリティー理解教育を行っている。2008年度から強化された家族教育は多文化家族を対象としている。女性移住者のコミュニケーションの未熟やお互いの理解不足による家族間の葛藤を予防するため、家族構成員の教育を通じて家族内の役割および家族文化に対する理解の向上を目的としている。その内容は、家族統合教育、舅姑教育、夫婦及び父母教育などを年間三種類以上運営するように決められている。予備配偶者は年間1回以上、配偶者教育は年間2回以上教育を実施するように決められている。また、行政から公開的に授賞式を開いて住民達に認識の変化を狙って（女性移住者が自ら誇りをもつようにも）行っている。その他としては、教育委員会が教員を対象とした研修、外国人父母が学校を訪問し1日教師活動、国家人権委員会および各種人権団体が市民や生徒を対象に人権教育を行う。また、多文化家庭と韓国人家庭の結縁を推進し、お互いをよく理解するきっかけを提供する支援も行っている。2006年度行政自治部の資料から結婚女性移住者への優秀支援事業として選ばれた事例を見ると、慶尚北道では「新慶北幸福家族付き合いプロジェクト」を実施し

2008年度は事業に総額53億ウォン（国費25億ウォン、道費15億ウォン、市郡費13億ウォン）の予算を組んだ<sup>21)</sup>。

## IV. 多文化家族支援センターの事例からみる事業執行上の問題点

地域センターは、委託団体の種類別、農村と都市の地域性によって施策の実施における困難な問題も異なると考えられる。そこで、各地域センターを事例として、地域性を活かした取組内容及び訪問教育制度、事業の執行上において困っている点などについてインタビュー調査を実施した。調査期間は2008年10月7日～10日である。ここでは、女性移住者が集住している農村地域のうち直営委託団体の全羅南道道庁多文化家族支援センターと、民間委託の羅州多文化家族支援センターの2ヶ所と、都市地域の事例としては直営委託団体のうち釜山広域市多文化家族支援センターを事例とする。

### 1. 全羅南道道庁多文化家族支援センター<sup>22)</sup>

全羅南道<sup>23)</sup>センターの取組としては、韓国語及び韓国生活適応教育、韓国社会理解教育、家族相談、家族統合教育、多文化家族力量開発（伝統料理教育、韓国語指導者教育、英語補助講師養成教育、理・美容教育など）がある。特に力を入れている事業は、自立基盤助成、健康な家族作り、家族教育を推進スローガンとして活動している。具体的にその内容をみると、自立基盤助成のためにフィリピン人女性達を英語講師として活用している。ここで、実際のフィリピン籍の女性の学歴について金ジンウク（2006）の忠青南道洪城地域における国際結婚女性移住者の最終学歴の調査結果によると、表7のように高校以上の教育を受けたフィリピン人女性移住者が約67%大学卒業者である。

このように、約7割が高学歴であるフィリピン人女性は、英語能力を活かして放課後の特別活動として児童指導者をしている。授業は週2回で月80万ウォンの給料をもらう。ちなみに、フィリピン人女性達はこのような活動を通して経済的な困難よりは、韓国文化と家族の間の葛藤が問題であった。

また、日本籍の女性移住者はその他の出身国の女性移住者達とは入国動機が異なる場合が多く<sup>24)</sup>、ほとんどが宗教の理由で移住したケースが多い<sup>25)</sup>。1970後半から移住した人もいるなど入国時期によって言語の水準の



表7 洪城地域における出身国別最終学歴

出身国	最終学歴					計
	小学校	中学校	高校	専門大学	大学	
日本	0	0	7 (53.8%)	3 (23.1%)	3 (23.1%)	13 (100%)
中国	3 (10.7%)	6 (21.4%)	18 (64.3%)	0	1 (3.6%)	28 (100%)
フィリピン	1 (6.7%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)	1 (6.7%)	10 (66.7%)	15 (100%)
ベトナム	1 (4.5%)	7 (31.8%)	12 (54.5%)	0	2 (9.1%)	22 (100%)
その他	0	1 (25%)	0	0	3 (75%)	4 (100%)
全体	5 (6.1%)	15 (18.3%)	39 (47.6%)	4 (4.9%)	19 (23.2%)	82 (100%)

出所：金ジンウク「国際結婚家庭の言語教育プログラムの運営実態と改善方案模索－農村地域の移住女性を中心に」『洪城地域革新協議会』、2006年、p.169

差が大きく、センター内で一緒に教育を行うことは困難であった。それを解決するために、2008年度から韓国語レベルが高い日本人女性達を対象にして、韓国語指導者課程の教育をさせ、ニューカマーの日本人女性達に韓国語指導をさせている。

次に、健康な家族作りのための配偶者を対象にした教育について見て置こう。夫婦の意思疎通の方法、幸せな家庭のための配偶者の役割、妻の国の理解、安定した国際結婚女性移住者家庭の先輩夫婦の講演会など、夫婦が会話を通じてお互いを理解できるように配慮している。しかし、実際には不安定な経済状況を理由に夫の参加が低く、結婚移住女性の母語を夫に教育させようとする市民団体はそのプログラムの実施は一ヶ月以内に終わる場合が多いと述べた。

また、全羅南道センターの訪問教育制度の取組を見ると、表8に示した通り、韓国語教育者への予算は総額約一億ウォンで、一人当たり一週間で2回活動し60万ウォンの給料をもらっている。また、児童養育支援者への予算は約2億1千万ウォンで、一人当たり一週間で2回活動し80万ウォンをもらっている。木浦市、務安郡、咸平郡、靈光郡、珍道郡、新安郡6ヶ所を対象にして訪問教育制度を運営している。

主な相談の内容は、①経済的な困難、②配偶者との意

思疎通の問題による家庭葛藤、③韓国男性の保守的意識に関する内容の順である。

次に、地域的な特性を活かした取組としては営農教育である。農村適応の能力を養成するために農業に関する理論教育及び現場見学を通じた農産物栽培法などの学習を実施している。また特化事業として地元の特産物を材料とした生産・販売している。例えば靈光郡の営農技術教育で地元の米を使った餅とお酒、苧の葉で作ったお餅、桑の実で作ったお酒などの製造技術教育を行っている。2008年8月から12月までの4ヶ月に一週間に3～4回行っている。このように農村地域に在住している女性移住者は夫のほとんどが農業をしているので、彼女たちは農業教育を受けざるを得ない環境に置かれている。しかし、農業教育への参加は低く、効果的な成果を得られないことを問題であると述べた。

また、事業推進における困難点を問うたものについて、配偶者の意識欠如で女性移住者を外部との接触を避けている、予算の不足、自助集団に集める時間的な余裕がないことを挙げられた。農村地域では訪問教育制度を利用している人がほとんどで、韓国語教育面からは一人を相手にしているから一緒に勉強する人からの刺激がなく非能率的であると指摘した。農村地域では交通が不便でこのようなサービスを受けられない人々のためにセンター

表8 全羅南道多文化家族支援センターの訪問教育制度の取組（2008年度）

	児童養育支援	韓国語教育
運営	活動指導者：18名 1次：68家庭 2次：80家庭	活動指導者：14名 1次：42家庭 2次：42家庭
推進期間	1次：3月10日～7月27日（総27週） 2次：8月4日～12月21日（総27週）	
予算	約2億1千万ウォン	1億ウォン

への通所の支援が至急に解決すべき課題であると強調した。

## 2. 羅州多文化家族支援センター<sup>26)</sup>

委託される前の団体の種類が異なる羅州多文化家族支援センター（以下、「羅州センター」と略す）は、民間委託され政府側からの出向という形で行政職員がセンター長として存在していた。羅州センターのような民間委託団体のセンター長は、前述したように所定の資格を持っている人のみセンター長になれると定められているからである。従前まで団体の代表者として女性移住者の人権問題に関わって活動してきた元の団体代業者であった洪氏の場合は、委託されると共に行政職員が出向してきたセンター長の職名を名乗っている。しかし、実務は洪氏が行っているが、様々な規定によって事業の選定から評価に至るまで民間団体は政府の政策に受動的に参加せざるをえないと語った。また、洪氏は従前のように家庭暴力から逃げてきた女性移住者のための活動がしにくくなり、自宅で女性移住者数人を保護し面倒を見ていた。

2004年から2008年上半期にかけて、ベトナム籍など途上国から来韓した女性移住者の詐欺結婚、暴力、虐待などが社会問題としてしばしばマスコミに報道された。女性移住者の人権侵害問題は多様な被害事例があるだろうが、そのうち離婚による不法滞在者にならないように暴力を受けても我慢するしかないということが実に問題である。

2002年光州女性発展センターの光州・全南地域の国際結婚した女性100人を訪問相談した結果によれば、30人が夫から暴力を受けている。夫の虐待に対して被害女性の64%がそのまま堪える、26%が家出をすると答えた。被害内容としては暴行が57%、暴言が18%、生活費を与えないなどの経済的虐待が12%順であった。暴行は1ヶ月に2度(42%)、1ヶ月に1度(33%)、4回以上(12%)の順である。暴力が発生した主な理由はコミュニケーションの問題と文化的な差が理由であった<sup>27)</sup>。

行政自治部の『2008年地方自治体外国人住民実態調査結果』による全南地域の外国人支援機構及び団体の現

況を見ると、公共機関が11ヶ所、宗教団体が3ヶ所、民間団体21ヶ所である。ところが、表1に示したように現在全南地域にある多文化家族支援センター13ヶ所のうち元の民間団体が8ヶ所も多文化家族センターとして委託されている。さらに2010年まで農村地域を中心に140ヶ所まで拡大運営する見込みである。これは、後ほどセンターとして委託される民間団体が増加するとともに、従前まで家庭暴力を受けた女性移住者のために活動してきた民間団体の減少が予想される。羅州センターの洪氏のようにセンターになった後からは家庭暴力から逃げてきた女性移住者の保護や、問題がある家庭の訪問などがやりにくくなった団体のケースも増えることがうかがえる。

政府側の家庭暴力に関する取り組みとしては、女性の家庭暴力、性暴力、性売買などに対処するため「女性緊急電話1366」運営しており、女性移住者のために各外国語の相談員が配置されている。また、地域センターでは女性移住者が配偶者からの差別や暴力を受けている場合は、人権保護のために法律家を紹介している。一方、表9の2009年上半期までの全羅南道の相談件数を（女性移住者のみではない）をみると、上述したように政府側の政策が施行しているにも関わらず家庭暴力に関する相談の件数は減少したとは言えない。このような状況の中、人権問題に直接関わってきた団体の減少は実に問題である。

次に、予算支援の仕組みも民間委託の場合は少し異なっている。全羅南道道庁結婚移民者センターの場合は、国費70%、地方費（道費）30%であるが、羅州センターは、国費70%、地方費（道費）15%、市郡費15%である。2008年度センターの総運営費は5千万ウォンであるが、訪問指導者事業に関する運営は3億1千5百万ウォンの支援を受けている。訪問教育制度の取組をみると、児童養育支援が活動指導者22名、支援対象家庭が48家庭であり、韓国語教育支援が活動指導者13名、支援対象家庭が39家庭である。

調査によると、訪問指導者事業の以外の支援活動に関する予算支援は極めて不足しているにも関わらず、「2009

表9 全南の女性緊急電話1366の相談運営現況（単位：件数）

2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	合計
2,106	3,823	3,608	6,442	6,362	5,847	4,456	5,731	6,071	3,754	48,200

出所：女性緊急電話1366のホームページ（<http://www.1366.or.kr>）

年度多文化家族支援センター事業案内」規定の内容では、「施設の買入れ費または事務室賃借費はセンター運営費から執行不可であり、自ら確保する<sup>28)</sup>」と明記されている。このように、民間委託センターでは建物の賃借費用も各センターで自費負担しなければならない状況である。

次に、地域実情を活かした取組としては、まず、羅州市が行政支援として「多文化結婚定着資金」を支援している。梨の生産地として有名な羅州では、梨の木の管理法、梨の農事法を教育させている。人数は45～50名程度で、一日教育が終わったら2万ウォンずつ支払っている。しかし、実際に参加度が低く、教育効果も低いと述べた。韓国語の教育法において小規模の地域性を生かして、女性移住者が韓国語授業で単語を勉強する際に近隣の住民から単語の説明を聞いて習得するようにしている。このような過程を繰り返すことによって韓国人住民達は女性移住者達への先入観が薄くなり、女性達も韓国人との出会いを通じて劣等感がなくなることを期待していた。このように住民と女性移住者との交流が一日のイベントではなく、日常の出来事として住民の生活に溶け込んでいることは多文化事業が目指している真の共生ではないか。女性移住者のみに施策を実施するだけでなく、韓国人住民側の意識を改善させるためにも取り組んでいる。

次に、現場の苦情の内容について問うたものについては以下のようなものである。

①政府の定められた事業に従わなければならないから、人権的な問題を従前より粗末に扱っている、②現在政府側は各部署が担当しているが、それを統合的に一つの部署が担当してほしい、③報告書が多すぎる、④舅姑と夫の閉鎖的な意識による教育拒否、⑤女性移住者達の低い参加度、⑥自助会など情報交流に全く参加しない家庭が多い、⑦交通の不便さ⑧各社会団体の支援行事に重複が多いため、市郡の担当者が体制的な支援者や支援内容を調節してほしいとのことであった。

### 3. 釜山広域市多文化家族支援センター<sup>29)</sup>

釜山広域市<sup>30)</sup> 地域センターの主な事業内容は、韓国生活で起こる家族葛藤や子女教育問題の解決のために相談プログラムや、韓国人の里親の縁結び、家族教育がある。

まず、韓国生活で起こる家族葛藤や子女教育問題の解決のために相談プログラムが実施されている。1週間に1回専門通訳ボランティアと専門相談者が相談会を行っており、主な内容は家族相談である。また、地域協議会を運営している。多文化家族と関連がある地域ボランティア団体と言語団体など12箇所機関と連携して、年2回行っている。その他は、夫婦自助集団の教室の運営（年2回、40名）、健康検診及び健康家庭情報教室（年2回、200名）、多文化家族法律理解教室（年1回、100名）に取り組んでいる。健康な家庭作りのためには、家族参加のお祭りの日、韓国伝統音楽体験キャンプ、お母さんとその子女と一緒に参加する講座などを行っている。

また、表10に示した通り訪問教育事業の取組を行っており、農村地域と取組の内容は同様である。

次に、事業推進における問題点としては、都市では多様なプログラムにおいて教育対象者を探しにくいこと、訪問教育を夫かその家族から拒否される場合が多いこと、ボランティアや一般団体などの支援の内容が重複していること、報告書が多すぎることを挙げられる。また、今まで中央政府からセンター運営費と訪問指導者への運営の金額を区分され、配分された事業費に合わせて運営されてきた。ここで、保健福祉家族部の「2009年多文化家族支援センター指定案内」という資料内容で次のように記述されている。

- 「4. ○○センター運営と関連して、国家または自治体の補助金は事業目的及び計画によって使用すべきであり、その他の用途には使用できない。
7. ○○センター運営において、自体負担額を負担するとした場合、それを誠実に移行する。このような指定条件は例示であり、地域実情を勘案

表 10 釜山広域市多文化家族支援センターの訪問教育制度の取組（2008年度）

	児童養育支援	韓国語教育
運営	活動指導者：16名 64家庭	活動指導者：12名 26家庭
推進期間	3月～12月（年10ヶ月）	3月～12月（年10ヶ月）
予算	2億ウォン	101,660千ウォン

して変更可能である<sup>31)</sup>」

つまり、地域実情を勘案して事業運営は変更可能であるが、運営金は変更不可能であると規定内容が矛盾している。これに基づいて地域センターを運営している都市地域のセンターの場合、女性移住者が直接施設に来て利用する人が多く、結局センターの運営費は非常に不足している反面、訪問教育事業の費用は比較的余裕がある状況である。

以上各地域センターが業務を行う上での苦情をまとめると、「報告書が多すぎる」という苦情は3つの地域センターから共通的な意見であった。これは政府からの評価を意識し、現場の状況を無視した事業内容や、事業手順に不満を感じつつも評価の際必要であるため仕事をこなすセンター職員の姿がうかがえる。

女性移住者達は就業などの経済的活動を希望している人が多く、農村地域にあるセンターでは特化事業として地元の生産物の加工販売、農業技術を学習させている。しかし、農事を希望しない人々が多くこの農事学習プログラムには参加率が低いことが問題点として挙げられる。一方、女性達が持っている英語能力を活かして英語の講師として活動する場合は、自ら教習法を考えるなどの積極的に参加している。しかし、これは講師の需要数に限りがあるため、地域センターでは母国で専門的な仕事をした女性移住者を発掘しその専門性を生かす方法を模索することも1つの方法であると思われる。

また、政府に民間団体が多文化家族センターとして委託されることで、人権問題の解決に消極的になり、地域性に適合した業務遂行が阻害されている。政府側が地域に必要なことを把握しようしていないことより、地域に在住して女性移住者のニーズに適合した事業を行っていない事実が得られる。また多文化家族支援センターの職員もそのことを知っていながらも、評価のためにその他の業務に追われて、女性移住者のニーズに応じることすらできないことに対する不満を読み取ることができる。

## おわりに

以上本稿では、2010年には140箇所まで拡大運営される見込みである多文化家族支援センターが置かれている現段階の事業執行上の問題を明らかにするために、まず多文化家族政策の基本法である多文化家族支援法について考察を行った。

多文化家族に対する社会的支援を規定した法である多文化家族支援法を概観しその条文を見た結果、全文16条のうち13条項が勧告レベルで留まった条文であることが考察できた。多文化家族支援センターが多文化家族の安定的な生活を支援することは国家あるいは自治体の責務であると認識をするならば現行法のようにほとんどの条項を支援可能もしくは努力の文句の規定で定められるよりは、より強制性がある条項に変えるべきである。

また、今まで検討されなかった多文化政策の執行機構である多文化家族支援センターに注目し、地域センターの事例調査結果、事業実践における諸問題を明らかにした。地域センターは政府から委託されて運営しているので、政府の多文化プログラムに定められた政策に従わざるを得ず、政府が定めた事業規定を通じて要求する事項をほとんど受け入れプログラムを運営している。ところが、地域センターの事業推進実績は毎年保健福祉家族部の評価対象になっており、その評価結果により事業遂行者とまた指定されるのかどうか決められる。したがって地域性を考慮した独自のプログラムの開発および実施は評価結果に及ぼす影響を考えて実施しにくいことが現状である。政府側は地域性を考慮した上の評価の項目に差を置く必要があると思われる。

次に、都市と農村は居住環境が異なるため施策の運営においても柔軟な対応が必要である。都市地域のセンターでは、訪問教育事業の費用が余る反面、多くの結婚女性移住者が利用しているセンター運営費は少なく算定されている。また、農村地域のセンターでは、訪問教育制度のみ利用している女性が多く、その他の施策には参加度が低い。農村では交通が不便でセンターに地理的に接近しにくく多様な教育の参加において重大な障害要因である。この問題に対して農村地域のセンターでは速やかにセンターへの通所への支援を要求している。このように施策の実施において都市地域のセンターと農村地域のセンターでは地域の実情によって困難な点が異なっているにもかかわらず、事業運営支援金は運営規定では自治体から決められた事業以外には使えないと定められている。各センター別に地域の実情を勘案した施策を実施、政策の効果をアップさせるためには、政府側は運営資金の使い方を裁量に任せるべきである。

民間非営利団体であった地域センターが、政府から地域センターとして委託されると共に、女性移住者が生活している現場の様々な問題や人権問題などをかえって粗

末に扱っていることが明らかになった。多文化家族支援センターは民間団体としての自主性を消滅されているにも関わらず行政に委託され続けるために努力している。民間委託は政府側としては長年当該地域で女性移住者問題に対応してきた団体の地域基盤性、ノウハウを利用するためであり、団体の側では単なる定額の経済的な支援を得ることが最大の理由であろう。サービスを受ける女性移住者のためにも多文化家族支援センターの委託運営の成果についてより具体的に分析する必要がある。

最後に、今後の課題として多文化政策の支援を受けた女性移住者たちは、その後生活に変化があったのかを把握し、施策に何を求めているのかを把握する。

#### 注

- 1) 韓国では「女性結婚移民者」という言葉を、日本では「国際結婚女性移住者」の用語を使っている。本稿では日本の用語を用いる。
- 2) 多文化家庭子女とは、国際結婚家庭（韓国人男性と外国人女性、あるいは韓国人女性と外国人男性）で生まれた子供、外国人労働者家庭（外国人労働者が韓国で結婚生まれた子供、または外国で結婚し形成された家族が韓国内に移住した家庭）の子供である。
- 3) 「混血人」とは、異なる種族の男女が性的な結合により生まれた子女を表すことで血統の結合を意味する。しかし、韓国政府の公式文書で使われている混血人ということは、主に1950年代以後アメリカ人軍人と韓国人女性の間で生まれた2世、3世を意味する。
- 4) 李ヘギョン「移民政策と多文化主義：政府の多文化政策評価」『韓国的多文化主義の理論化』韓国社会学会 2007年8月、pp.226～239。
- 5) 多文化家族支援法の第6条第1項（生活情報提供および教育支援）によると、国家および地方自治体は結婚移民者などが大韓民国で生活するのに必要な基本的情報を提供し、社会適応教育と職業教育訓練などを受けられるように必要な支援ができることと明記されている。
- 6) 韓国学界における国際結婚女性移住者に関する先行研究の検討は筆者の「韓国における国際結婚女性移住者に対する政策の転換とその要因」『政策科学』17巻1号を参照。
- 7) 朴チョンボほか『多文化家族支援法の制定計画のための研究』2006年10月 p.12。
- 8) 朴チョンボほかの研究によると多文化家族を支援しなければならない必要な理由として、第一、国内に滞留する外国人も憲法が保障する人間の尊厳と価値を享受する基本的な人間の権利があり、国家はこれを保障しなければならない。第二、女性結婚移住者や移住労働者を支援するのは今日国際社会が要求する普遍の人権の観点からも必要である。第三、多文化家族支援は我々の社会の次世代の養育のためにも必要である。第四、多文化家族支援は人間安全保障（human security）の観点でも必要である。これらの社会統合が私たちの社会の安全と危機を左右できる問題であると述べている。（『前掲』pp.7～8）
- 9) 当事者は配偶者との共同生活をしており「結婚している」という意識を持っているが、婚姻届をまだ出していないから法律上は婚姻として認められない状態を指す。
- 10) 女性部資料室（<http://library.moge.go.kr/volcano/>）「多文化家族支援法 37号」pp.1～4 参照。
- 11) 地域センターとして指定可能な法人団体の条件は、高等教育法第2条による学校、法律による非営利法人団体、社会福祉事業法による社会福祉法人、民法第32条による非営利法人、公益法人の設立運営に関する法律による非営利法人、非営利民間団体支援法による民間団体、その他の多文化家族のための支援施設および専門の人材を揃えた法人・団体である。（出所：保健福祉家族部「2009年多文化家族支援センター指定案内」2008年12月 p.2）
- 12) 健康家庭基本法第35条により国家および地方自治体は、家庭問題の予防、相談および治療、健康家庭維持のためのプログラムの開発、家族文化運動の展開、家庭関連情報および資料提供のために中央、市・道および市・郡・区などに2005年3月から健康家庭支援センターを運営している。（健康家族支援センターのホームページ参照（<http://www.familnet.or.kr/>））
- 13) 保健福祉家族部の李琴純事務官のインタビューによると、政府側としては民間団体を詳しくNPO・NGOなどに団体の区別をしていない。自治体が多文化家族センターを選定し管理しているからである。政府側では自治体の傘下機関と事業を委託された機関および団体に区分しているだけであった。したがって、本稿ではNPO・NGOおよびその他の支援団体を含めている意味として民間団体という用語を用いる。
- 14) 例えば2008年民間委託から直営委託に転換された晋州市結婚移民者家族支援センターは、市議会との葛藤で市費が全額削減された。市議会はセンターが直営委託に指定された後、建物の移転費用を予算から不法的に使ったことを理由として述べている。一方、運営団体であるYWCAは「昨年12月11日では突然‘契約満了と引受引継’という公文書だけ市から受け、センター運営指針上の‘委託者再選定の際にはセンター審査委員会を開催する指針’も守らなかった」と訴えた。（『晋州日報』2008年1月31日）
- 15) 女性家族部「2008年結婚移民者家族支援センター事業案内」2008年1月、p.12。
- 16) 保健福祉家族部「2009年多文化家族支援センター事業案内」2008年12月、pp.3～7。
- 17) 初めて指定された地域センターには、国費で施設代、装備代、備品代の予算として2,000万ウォンを支援する。（女性家族部「2008年結婚移民者家族支援センター事業案内」

2008年1月、p.11)

- 18) 女性家族部「2008年結婚移民者家族支援センター事業案内」2008年1月、p.7。
- 19) 保健福祉家族部の「2009年多文化家族支援センター事業案内」2008年12月、pp.7～9。
- 20) 行政自治部「地方自治体の外国人住民に対する支援施策の優秀事例の発表」(2006)報道資料から国際結婚女性移住者に関する内容を抜粋したものである。
- 21) 行政自治部「地方自治団体居住外国人地域社会の定着支援業務便覧」(2007)の資料から国際結婚女性移住者に対する事業内容を抜粋したものである。
- 22) インタビュー調査者は、全羅南道道庁結婚移民者センターの高ジェア幹事である。このセンターは道営直接委託センターであるため実質的にはセンター長にあたる人物である。
- 23) 全羅南道における外国人住民現況を見てみると(2007年4月30日現在)、韓国国籍を取得していない人の数は、外国人労働者が4,158名、国際結婚移住者3,817名(男性88、女性3,729名)、その他の外国人が2,895名である。また韓国国籍を取得した外国人数は、婚姻による帰化者が1,263名(男性17名、女性1,246名)その他の事由による国籍取得者26名、国際結婚家庭子女4,153名である。地域内の住民登録されている人口のうち0.8%を占めている。事例2の羅州市の場合は1.7%を占めている。(行政自治部『地方自治団体の外国人住民の現況』2007年、p.14)
- 24) 1988年統一教国際合同祝福結婚式で日本人女性の約2500人余りが韓国に入国した。統一教側の資料によると、韓国人男性と日本人女性との結婚の60～70%は統一教家庭である。(『ハンギョレ新聞』2006年8月22日)
- 25) 女性家族部の国際結婚女性移住者に配偶者との出会いの経緯についての研究結果によれば、日本人女性の場合87.4%が宗教機関を通して出会ったと調査された。

出身国別	対象数	家族・友達との紹介	自ら	結婚仲介業者	宗教機関	地方政府等	その他
全体	1,117名	45.7	20.0	17.7	14.3	0.9	1.4
日本人女性	103名	1.9	9.7	0.0	87.4	0.0	1.0

(女性家族部「結婚移民者家族実態調査および中長期支援政策方案研究」、2006年12月、p.66)

- 26) インタビュー調査者は、羅州市結婚移民者センターの洪ギスル氏である。元の牧師であり、委託される前には当該地域の女性移住者の人権問題や韓国語の指導に活動してきた。特に家庭暴力を受け家出をした女性移住者のために、保護施設への案内、法的な手続きを行うなど積極的に活動してきた。
- 27) 『女性新聞』2003年4月12日。
- 28) 保健福祉家族部「2009年多文化家族支援センター事業案内」2008年12月p.5。
- 29) インタビュー調査者は、釜山広域市結婚移民者センターの相談チーム長であるシンウンジュ氏に語ってもらった。
- 30) 釜山広域市における外国人住民の現況(2007年4月30日

現在)を見てみると、韓国国籍を取得していない人は、外国人労働者5,842名、国際結婚移住者4,416名(男性535、女性3,881名)、その他の外国人が13,924名である。また韓国国籍を持っている外国人数は、婚姻による帰化者が1,926名(男性67名、女性1,859名)その他の事由による国籍取得者214名、国際結婚家庭子女2,269名であり、地域内の住民登録されている人口のうち0.8%を占めている。(行政自治部『地方自治団体の外国人住民の現況』2007年p.5)

- 31) 保健福祉家族部「2009年多文化家族支援センター指定案内」2008年12月p.11。

#### 参考文献・資料・URL

- 保健福祉家族部(2009)「2009年度多文化家族支援センター運営現況」。
- (2008)「2009年多文化家族支援センター指定案内」。
- (2008)「2009年多文化家族支援センター事業案内」。
- (2008)「多文化家族生涯周期別対応型支援強化対策」報道資料。
- (2008)「2008年結婚移民者家族支援センター運営現況」。
- (2008)「多文化家族生涯周期別対応型支援強化対策」報道資料。
- 韓国地方行政研究院(2008)『地方自治体の結婚移民者支援政策の改善方案』。
- 農林部(2008)「農村女性結婚移民者家族支援事業の発展方案研究」。
- 女性家族部(2006)「結婚移民者家族実態調査及び中長期支援政策方案研究」。
- 李ヨンジュ(2008)「多文化家族支援法に関する考察」『法学研究』第31集。
- 朴チョンボほか(2006)『文化家族支援法の計画のための研究』女性家族部。
- 金イソン(2007)「多文化家族支援現況分析」『民族研究』。
- 金イソンほか(2008)「農村女性結婚移民者家族支援事業の発展方案研究」農林部。
- 金ジンウク(2006)「国際結婚家庭の言語教育プログラムの運営実態と改善方案模索—農村地域の移住女性を中心に」。
- 行政自治部(2007)『地方自治団体の外国人住民の現況』。
- 韓国女性政策研究院(2007)「女性結婚移民者に対する地域社会の受容性研究」。
- 行政自治部(2007)「地方自治団体居住外国人地域社会の定着支援業務便覧」。
- 女性家族部(2006)「結婚移民者家族実態調査及び中長期支援政策方案研究」。
- 韓国女性開発院(2006)「女性結婚移民者の文化的葛藤経験と疎通増進のための政策課題」。

韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態 (宋)

女性部ホームページ <http://www.mogef.go.kr>  
統計庁ホームページ <http://www.kosis.kr>

行政自治部ホームページ <http://www.mopas.go.kr>  
保険福祉部ホームページ <http://www.mw.go.kr>